序章　高松市の概要及び環境保全行政

第１節　自然的・社会的条件

１　位置及び面積

本市は四国の北東部、香川県のほぼ中央部に位置します。北部は国立公園の瀬戸内海に面し、女木島、男木島等の島が点在しています。中央部は、讃岐平野と丘陵地が広がり、数多くのため池が点在し、田園景観を形作っています。南部は讃岐山脈で最も高い竜王山や大滝山が連なっており、人の暮らしと調和した豊かな自然に恵まれています。

位置と面積	東経 134°02'　北緯　34°20'　面積 375.67km²
広ぼう	東西 23.6 ㎞　　南北 35.9 ㎞

（令和７年３月３１日現在）

２　気象

本市は瀬戸内海気候区に属し、比較的温暖で年間を通じて降水量は少なく、日照時間が長い気候特性があります。また、瀬戸内海に面していることから、晴れた穏やかな日には、海陸風が発達するなどの局地循環もよくみられます。（巻末資料 121 P ＜資料１＞）

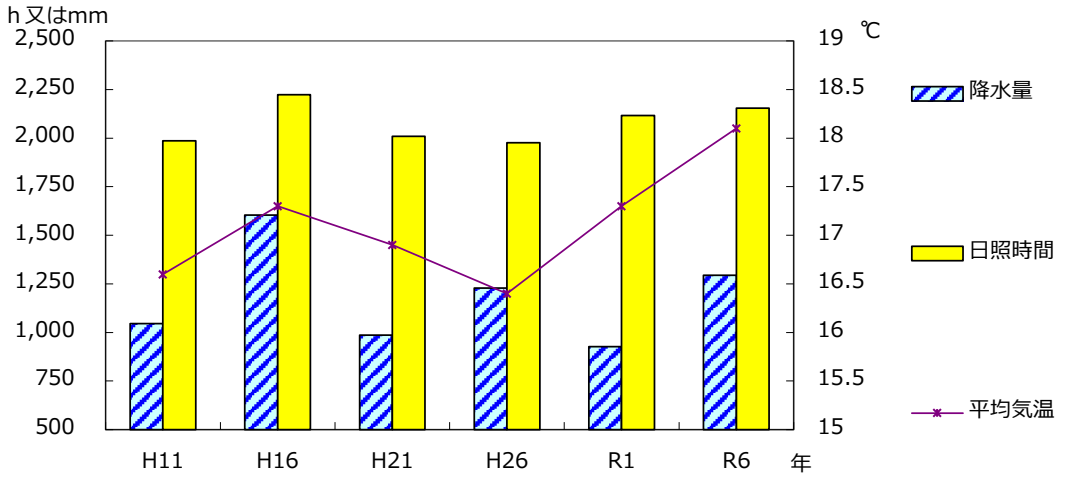

3　人口等

本市の人口及び世帯数は、平成 17 年９月 26 日に塩江町と、平成 18 年１月 10 日に牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の近隣５町と合併したことにより、大幅に増加しました。近年は、人口はほぼ横ばい、世帯数はやや増加傾向にあります。（巻末資料 121Ｐ＜資料２＞）

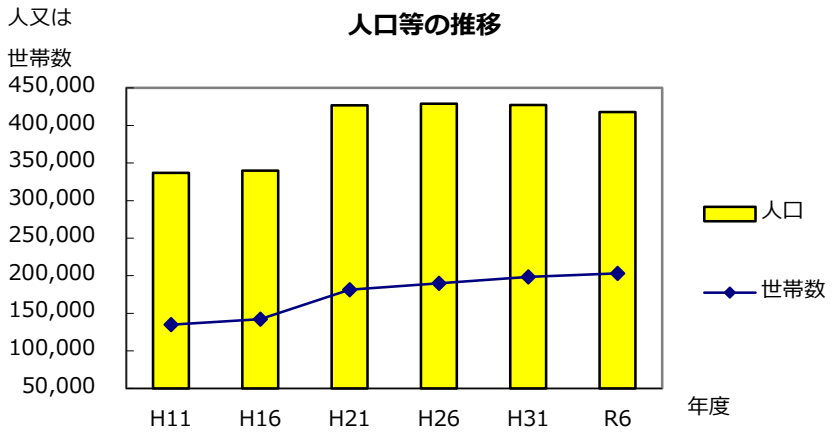

※各年 10 月１日現在の高松市の登録人口（住民基本台帳人口）による。

4　土地利用等

（1）　土地利用の推移（固定資産税課税分の高松市内における土地の地目の割合）

宅地、田、畑、山林などの地目別土地利用面積の推移をみると、田や畑が減少傾向にありますが、近隣町との合併により、山林は大幅に増加しています。

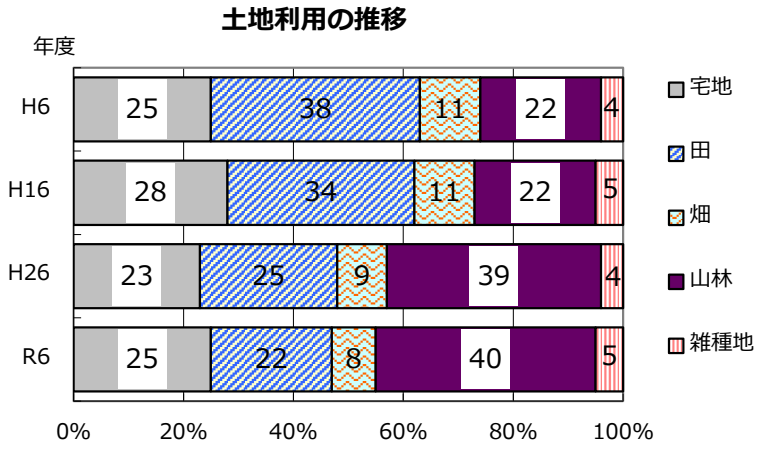

※固定資産評価面積による。

（2）　都市計画区域指定面積　　240.44k ㎡（令和７年３月 31 日現在）

平成 12 年５月に都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)が大幅に改正され、線引き制度が原則として都道府県の選択制になるなど、地域の実情に応じた都市計画の策定が可能となりました。これを受け、香川県の「香川県都市計画基本構想検討委員会」から、平成 14 年５月「都市計画区域を再編し、新しい土地利用コントロール制度の導入を前提として線引き廃止」との結論が出ました。

本市では、平成 14 年 8 月に庁内に「高松市都市計画検討委員会」を設置し、県が策定する都市計画区域マスタープランと連携を図りながら、新たな土地利用コントロール制度について、都市計画決定等の手続を行い、平成 16 年 5 月 17 日に施行しました。

(3)　用途地域指定面積　　約 6,489ha（令和 7 年 3 月 31 日現在）

平成 18 年 3 月 31 日に、同年 1 月 10 日に合併した牟礼町、香川町及び国分寺町の一部の用途地域において、建ぺい率を改めて定め、高松市の用途地域とする変更を行いました。また、令和 4 年 1 月 28 日に朝日町地区の公有水面埋立地において、用途地域（準工業地域）を指定しました。（巻末資料 121 P ＜資料 3＞）

5　産業の概況

本市の産業は、前の土地利用状況を示すグラフで田畑が減少しているのと同様に、第 1 次産業の割合が低くなっている反面、第 3 次産業の割合が全体の 8 割以上と高くなっています。（巻末資料 121 P ＜資料 4＞）

6　交通

自動車登録台数等は、平成 18 年度までは乗用車、軽自動車ともに増加傾向にありましたが、それ以降は、乗用車と原動機付自転車が減少傾向となっています。軽自動車については、平成 18 年度以降も増加傾向になっています。（巻末資料 122 P ＜資料 5＞）

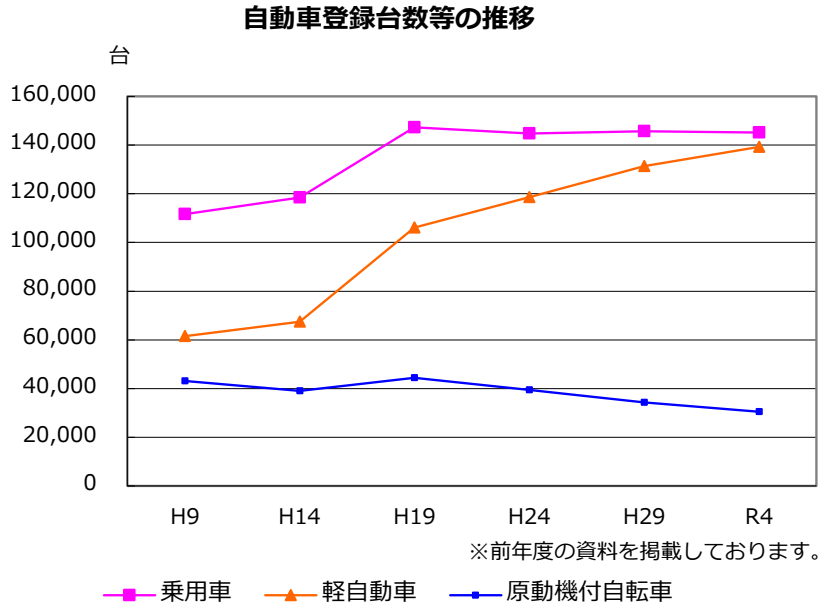

第２節　組織

1　脱炭素社会推進本部

高松市が脱炭素社会の形成に向け、施策を総合的・計画的に推進するため、これまでの庁内推進組織である環境問題庁内連絡会議に代わり、脱炭素社会推進本部を設置しました。令和 2 年 12 月 3 日の市長定例記者会見で、2050 年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。この宣言を受け、高松市脱炭素社会推進本部を立ち上げ、全庁的な体制のもと、脱炭素の取組を進めています。（巻末資料 122Ｐ＜資料 6＞）

区　分	職　名　等
本部長	市長
副本部長	副市長 (環境局担当)
委員	副市長
	政策局長
	総務局長
	財政局長
	市民局長
	健康福祉局長
	環境局長
	創造都市推進局長
	都市整備局長
	消防局長
	病院局長
	教育局長

脱炭素社会推進本部の構成

2　環境審議会

高松市環境審議会は、従前の公害対策審議会を発展的に継承し、高松市環境審議会条例（平成 7 年条例第 37 号）に基づいて、平成 7 年 11 月 1 日付けで初代委員の委嘱が行われました。その任務は、環境の保全に関する基本的事項について調査審議する、市長の諮問機関です。

審議会は、平成 7 年 11 月 16 日に市長から環境保全に関する基本的な条例に盛り込むべき内容について諮問を受け、慎重審議の末、平成 8 年 1 月 31 日に答申がなされ、高松市環境基本条例（平成 8 年条例第 20 号）が制定されました。

また、令和 5 年 12 月 20 日には、市長から本市の環境基本計画に関する諮問を受けました。令和 6 年 2 月 29 日にその答申がなされ、令和 6 年度～令和 13 年度の 8 年間を計画期間とする高松市環境基本計画が策定されました。（巻末資料 122Ｐ＜資料 7＞）

3　廃棄物減量等推進審議会

高松市廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の適正な処理、減量、再生利用の促進等について審議するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 の規定に基づく高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成 5 年条例第 16 号）第17条の規定により、平成 6 年 2 月に設置されました。（巻末資料 123Ｐ＜資料 8＞）

4　産業廃棄物審議会

高松市産業廃棄物審議会は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争が生じ、市長があっせんの依頼を受け、生活環境の保全のため必要と認めると

きのあっせんを行う場合及び産業廃棄物処理施設の設置許可をする場合に専門的知識を有する者として調査審議するため、高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成 10 年条例第 46 号)第 8 条の規定に基づき、平成 11 年 5 月 1 日に設置されました。

平成 14 年 11 月 11 日及び平成 30 年 10 月 10 日に、市長から「設置許可申請のあった産業廃棄物処理施設の計画が周辺地域の生活環境保全上適正な配慮がなされているか」について諮問を受け、特に支障はない旨の答申がなされました。

5　地球温暖化対策実行計画推進協議会

高松市地球温暖化対策実行計画推進協議会は、高松市地球温暖化対策実行計画の策定及びその推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年 10 月 13 日に設置されました。（巻末資料 123Ｐ＜資料 9＞）

6　水環境協議会

高松市水環境協議会は、本市の持続可能な水環境の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市持続可能な水環境の形成に関する条例（平成 22 年条例第 42 号）に基づき、平成 22 年 12 月 1 日に設置されました。

なお、令和 2 年度以降は、環境局において、水環境対策について一括して事業の進行管理を行うこととしたことにより、その役割を引き継いだ「高松市環境審議会」から意見を聴くこととしたため、令和 2 年 11 月末をもって、高松市水環境協議会を廃止しました。

第３節　環境の保全及び創造に関する条例

１　環境基本条例

環境の今日的課題に対応していく上での条件整備の一環として、平成８年３月、高松市環境審議会の答申を経た上で、高松市環境基本条例を制定しました。その内容は、環境の保全及び創造に関する理念を定め、市、事業者、市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものです。

２　持続可能な水環境の形成に関する条例

先人たちが苦労を重ね築き上げてきた水と人との関係を見つめ直し、水の持つ多面的な価値を最大限発揮できるシステムを構築することにより、豊かな水環境を形成し、これを持続可能な形で未来の子どもたちに引き継いでいく、すなわち「持続可能な水環境の形成」が求められています。

本市では、この「持続可能な水環境の形成」に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するため、平成 22 年９月に本条例を制定しました。

３　公害防止条例

本市では、昭和 47 年４月に公害防止条例を制定し、公害関係法令を補完するとともに、大気汚染や騒音の防止等に対して市独自の規制等を導入することにより、本市の公害防止施策の実施に大きな役割を果たしています。

４　環境美化条例

本市は、昭和 54 年９月に「環境美化都市宣言」を行い、同年 11 月に高松市環境美化都市推進会議を発足させ、中央通りの一斉清掃を始めとする各種の環境美化意識の啓発事業を推進してきました。

また、中央通り等の中心部について、たばこの吸い殻のポイ捨て防止を重点的に推進する区域を「歩きたばこ禁止区域」として指定し、備付けの灰皿のある場所以外での喫煙を禁止する措置を講ずるため、平成 18 年３月に条例を改正しました（施行は同年６月１日）。

しかしながら、禁止区域内以外の区域では、依然として空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨てが後を絶たない現状にあったため、平成 21 年 12 月に環境美化条例を一部改正し、全市域の公共の場所における喫煙の制限及び印刷物等の回収の規定を設けるとともに、これまでの「歩きたばこ禁止区域」を「喫煙禁止区域」に名称変更し、その区域を拡大しました（施行は平成 22 年４月１日）。

５　廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が平成４年７月に抜本的に改正されたことを受け、それまでの高松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を全部改正したもので、廃棄物の排出量の増大と質の多様化、不法投棄等の不適正処理の問題等に対応し、将来にわたって適正な処理を維持

するため、排出者の責務の明確化、排出の抑制、再生利用の促進等を盛り込み、これら廃棄物処理の体系を具現化するため、整備したものです。

6　都市公園条例

本市の都市公園の設置及び管理についての規定であり、都市公園については、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）によるほか、本条例が適用されます。内容としては、都市公園の配置や規模に関するもののほか、公園内での行為制限等、管理に関する事項を規定しています。

7　緑化条例

本市における緑の保全、回復による緑のまちづくりを推進するため、市、事業者、市民の責務を規定するとともに、緑化に関する計画の策定や、緑化街区制度のほか、助成措置や工場の緑化に関する助言などを規定しています。

8　美しいまちづくり条例

高松をさらに自然・都市・歴史・文化の調和したまちとし、「だれもが暮らしたい、訪れたい」と感じるまちとするため、景観と環境美化に関する施策の一体的推進に必要な事項を規定した美しいまちづくり条例を、平成 21 年 12 月に制定しました。

9　景観条例

景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定に基づく、良好な景観の形成のための行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、美しいまちづくり条例の基本理念にのっとり、景観形成に必要な事項を定めることにより、景観の保全、形成又は創造を図り、もって本市をゆとりと潤いのある美しいまちにすることを目的として、平成 24 年 3 月に「都市景観条例」を景観法に基づく「景観条例」に改正し、平成 24 年 7 月に施行しました。

10　屋外広告物条例

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観の形成又は風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的としています。

平成 25 年 9 月には、規制対象地域を市域全域に拡大し、色彩基準を導入しました。

また、平成 30 年 3 月には、一定規模以上の屋外広告物に対して、安全点検の義務化を導入しました。

第４節　計画の推進

１　環境基本計画

（１）　計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「第７次高松市総合計画」の環境に関する分野別計画として位置づけられており、本市の関連計画等と整合性のとれた計画とします。

なお、市民・事業者・行政の協働による計画の推進を実現するため、市の施策と共に、市民・事業者・行政の役割や行動指針を示した計画とします。

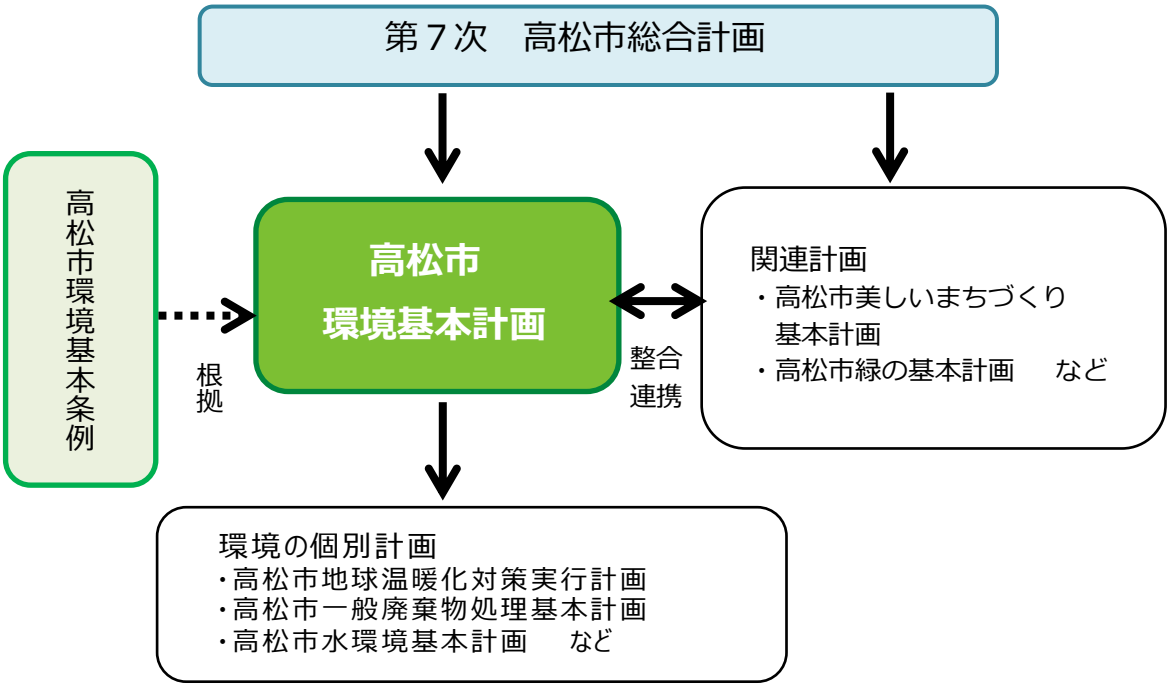

（２）　計画の期間

本計画の期間は、第７次高松市総合計画の基本構想期間と同じく、令和６年度から令和 13 年度までの８年間としています。

（３）　計画の対象

本計画が対象とする範囲は、次のとおりです。

ア　地球環境（地球温暖化対策、再生可能エネルギーなど）
イ　循環型社会（廃棄物、水循環など）
ウ　自然環境（生物多様性、森林、里地里山、農地など）
エ　生活環境（大気、水質、悪臭、騒音、振動、土壌、有害化学物質など）
オ　都市環境（公園、緑化、都市景観など）
カ　環境保全活動（環境教育、環境学習、市民参加活動など）

（４） 計画の構成

本計画は、目指すべき環境像として「「人」と「さと・まち」が結びつき　未来へつなぐ　持続可能な都市 たかまつ」を掲げ、これを実現するための６つの基本目標と 15 の施策の柱で構成されています（11Ｐ「環境基本計画の施策体系図」）。６つの基本目標は、次のとおりです。また、施策の柱ごとに、数値目標として 50 項目の環境指標が定められています（令和６年度の環境指標の達成状況は、巻末資料 172Ｐを参照）。

基本目標１「脱炭素型社会の実現に向けて積極的に取り組みます」

「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、再生可能エネルギーや脱炭素型ライフスタイルの普及促進に取り組みます。また、コンパクトエコシティやグリーントランスフォーメーション等を推進し、脱炭素型まちづくりを目指します。

基本目標２「限りある資源を大切にする循環型社会を形成します」

循環経済（サーキュラーエコノミー）の視点をもって、ごみの減量や資源循環に取り組み、限りある資源を大切に持続可能な循環型社会を目指します。また、地域循環共生圏を意識した水資源の有効利用を活用し、持続可能な水源の保全・涵養に取り組みます。

基本目標３「豊かな自然環境を守り育てます」

海や山など、自然環境を守るとともに、身近な自然とのふれあいを充実させる取組を進めます。多様な生物が生息できる環境を目指し、豊かな自然環境の保全に努めます。

基本目標４「安全で安心して暮らせる生活環境を守ります」

水環境や大気環境の保全をはじめ、騒音や振動等の対策にも取り組み、市民が安心して、健康に生活できる環境を守ります。

基本目標５「美しく快適な都市環境を確保します」

公園・緑地の充実や美しい景観の保全に取り組み、美しいまちづくりに取り組みます。また、自動車に依存しない公共交通ネットワークの充実や自転車利用環境の充実など、快適な都市環境を確保します。

基本目標６「環境に配慮できる人づくり・地域づくりを進めます」

基本目標６は、分野横断的な目標であり、５つの基本目標全てに通じるものです。環境について関心を持ち、理解を深め、市民一人ひとりの環境意識の醸成を図るため、取組を推進します。また、次世代を担う子どもたちが、環境に配慮した行動ができるよう、環境教育・環境学習の充実を図ります。

（５） 計画の推進

ア　計画の推進体制

庁内組織である高松市脱炭素社会推進本部にて、関係各局の連携を図り、円滑かつ効果的な推進に努めます。

また、市民・事業者等と市が連携・協力しながら計画を推進していくとともに、市域を越えた、広域的な取組を必要とする環境問題への対応については、国や県、近隣の自治体などの関係機関と協力しながら取り組みます。

イ　計画の進行管理

本計画の管理については、実効性のあるものとして推進するため、計画（Plan）を、実行に移し（Do）、その結果・成果を評価し（Check）、改善し（Action）、次の計画（Plan）へとつなげていく、PDCA サイクルを活用し、取組を段階的に発展させながら展開していきます。

高松市脱炭素社会推進本部及び高松市環境審議会にて定期的に進捗状況を報告し、個々の取組について検証するとともに、毎年度作成する「高松市環境白書」や市ホームページ等を通じて、市民に対し、計画の進捗状況や市の環境の状況について公表します。

環境基本計画の施策体系図

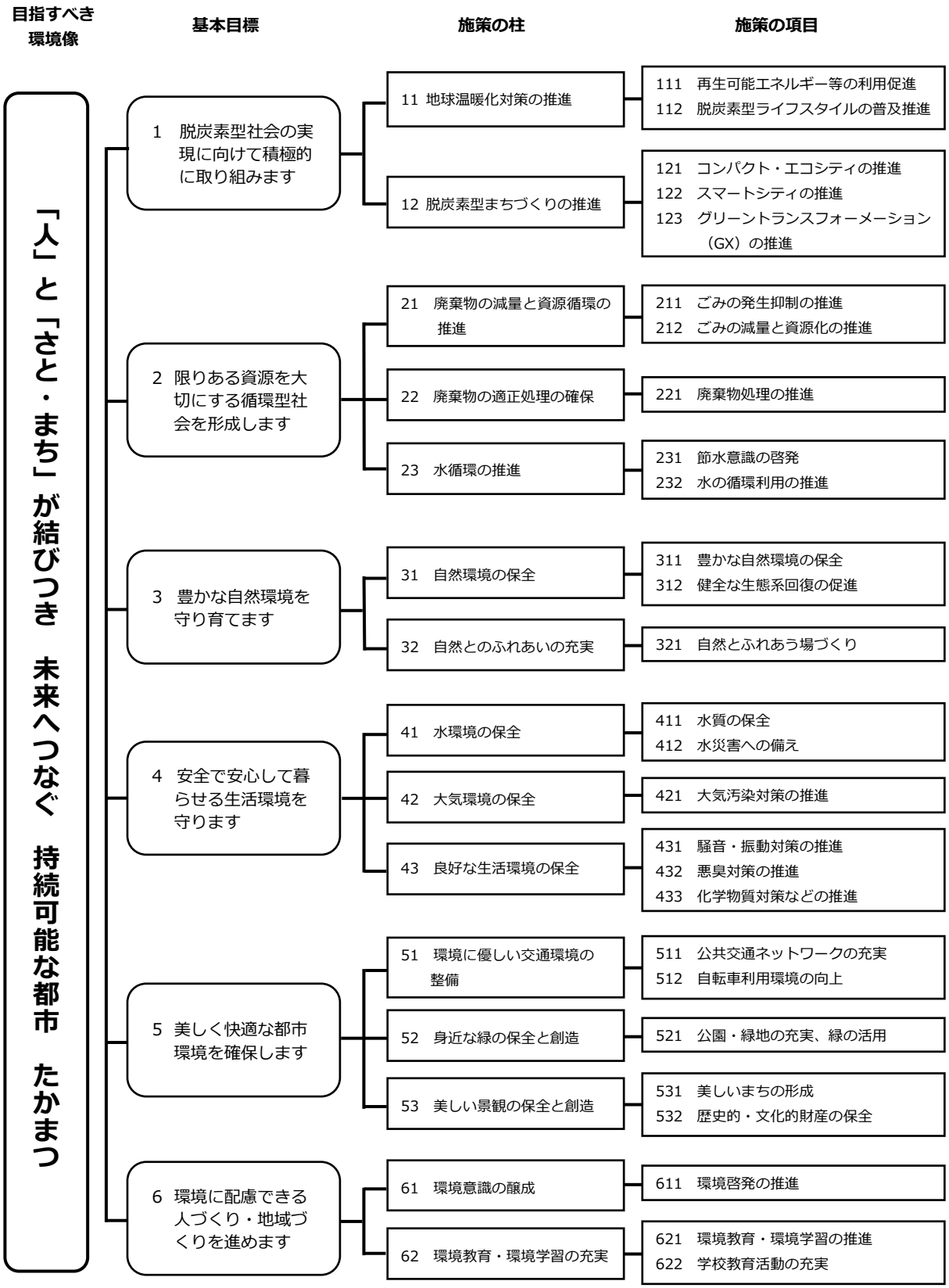

2　地球温暖化対策実行計画

（1）　計画の概要

平成 20 年 6 月に地球温暖化対策の推進に関する法律が一部改正され、中核市等においては、市域全体の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出削減等に関する施策等を含めた実行計画の策定が義務付けられたことに伴い、本市においても、平成 23 年 2 月に「高松市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

その後、国が地球温暖化対策計画を策定するなど、本市の計画を取り巻く状況に大きな変化を来していることを踏まえ、令和 4 年 3 月に一部改定を行い、令和 7 年 3 月に進行管理指標の見直しを行いました。

改定後の計画では、目標の実現に向けて、4 つの基本施策のもと 12 の主要施策を定め、脱炭素型ライフスタイルの普及促進や再生可能エネルギー等の拡充などに取り組むとともに、市役所の率先行動等を通じて、温暖化対策を推進することとしています。

ア　計画期間　　平成 29 年度～令和 12 年度
イ　対象区域　　高松市全域
ウ　削減目標　　温室効果ガス排出量を令和 12 年度に基準年度（平成 25 年度）比 46%削減

（2）　温室効果ガス排出量の状況

高松市における令和 4 年度の温室効果ガス排出量は、2,276 千 t-CO_2（※1）であり、平成 25 年（計画の基準年）と比べ、約 35.8%減少しています。温室効果ガス排出量が減少した主な原因としては、排出割合の大きい家庭部門からの排出量が大きく減少したことなどが挙げられます。

項　目	内　容	H25	R 4
温室効果ガス総排出量	二酸化炭素換算排出量	3,544千t-CO_2	2,276千t-CO_2

※1　算定に必要な各種データの公表時期の関係で、算定可能な直近年は令和 4 年度となります。

注）　平成 27 年に環境省から、従来の算定方法に替えて「積上法による排出量算定支援ツール」等が公表されたことにより、改定後の実行計画の基準年（平成 25 年度）以降の算定分については、新算定方法による算定結果となります。平成 25 年度において新旧算定結果を比較すると、新算定方法では、旧算定方法の結果より約 3%少なく算定されます。（ただし、民生家庭部門の電力由来による CO_2 排出量については、電力自由化による影響で新算定方法による算定が困難なことから、旧算定方法の按分法で算定しています。）

3　ゼロカーボンシティたかまつ環境マネジメントシステム

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づき、地方公共団体の事務事業に関して温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定と公表が義務付けられました。また、平成 20 年に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」が改正され、事業者としてのエネルギー使用量の削減、報告の義務等が課せられました。

そこで、本市においても、従来の取組である「高松市役所における環境行動率先実行計画」及び「ＩＳＯ14001 環境マネジメントシステム」を集約・一元化し、市の事務事業に伴う環境負荷を低減するため、本市独自の環境マネジメントシステムである「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」を平成 23 年 10 月に策定しました。

その後、平成 29 年３月に、本システムの第一次運用期間が満了したこと、また、本システムと関連する計画である「高松市地球温暖化対策実行計画」の改定が進められたことから、これに合わせて、計画期間及び基準年度を見直すとともに、温室効果ガスの排出量の削減目標についても同実行計画の目標値を踏まえ、削減目標を 30%とするシステムに改定しました。

また、令和元年３月には、本システムの削減目標を、政府の地球温暖化対策計画の削減目標である 40%と遜色のないものとすること、また、その目標達成を確実にするため、現行の推進体制を、全庁的なＰＤＣＡサイクルを有したカーボン・マネジメント体制に改め、体制の拡充・強化を図り、本市の事務事業から生じる環境負荷の、より一層の低減と事務の効率化を推進していくために改定しました。

その後、令和３年 10 月に国の地球温暖化対策計画の改定に合わせて政府実行計画が改定され、国の各省庁が実行すべき温室効果ガス排出量の削減目標が 50%に引き上げられ、新たな方針が盛り込まれました。これを受け、本システムについても、第２次運用期間における取組の実績等を踏まえつつ、政府実行計画に掲げられる温室効果ガスの削減目標等と遜色ない取組と数値目標を設定することとし、令和７年３月に「ゼロカーボンシティたかまつ環境マネジメントシステム」へ名称を変更するとともに、改定を行いました。

(1)　システムの概要

ア　システムの運用期間　　平成 29 年度～令和 12 年度

イ　システムの対象範囲　　市の全ての課(室)・施設等における事務事業
(指定管理者制度を導入している施設を含む約 600 施設)

ウ　環境目標として設定する項目

令和 12 年度までに市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を基準年度である平成 25 年度から 50%削減。

エ　削減の対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策推進法」に定められた６物質のうち、市の事務事業において発生量が微小なもの及び排出量の把握が困難なものを除く。

削減の対象とする温室効果ガス	排　出　源	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO_2)	・電気、ガス、燃料等の使用 ・廃棄物の焼却	1
メタン(CH_4)	・廃棄物の焼却 ・下水・し尿処理 ・公用車の使用	28
一酸化二窒素(N_2O)		265
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	・公用車のエアコン使用	1,300

オ　システムの基本方針

（１）　再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

（２）　建築物における省エネルギー対策の徹底

（３）　財やサービスの購入・使用に当たっての取組

（４）　その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

（５）　ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(2)　環境目標として設定する項目の実績等(令和６年度)

対象項目			単位	平成25 (2013)年度 ＜基準年度＞	令和6 (2024)年度	年度比較増減(%) 2024/2013
エネルギー起源二酸化炭素(CO_2)	電気		kWh	90,205,993	82,939,909	▲ 8.1
	都市ガス		m3	923,820	1,916,624	107.5
	A重油		ℓ	969,522	275,567	▲ 71.6
	軽油		ℓ	38,282	20,504	▲ 46.4
	ガソリン		ℓ	10,222	7,022	▲ 31.3
	灯油		ℓ	1,601,790	700,320	▲ 56.3
	LPガス		kg	268,769	285,670	6.3
	地域熱供給		GJ	17,125	17,483	2.1
	公用車燃料	軽油	ℓ	163,282	111,994	▲ 31.4
		ガソリン	ℓ	341,479	274,507	▲ 19.6
		天然ガス	m3	80,516	1,671	▲ 97.9
非エネルギー起源二酸化炭素(CO_2)	プラスチックごみ焼却量		t	11,695	8,651	▲ 26.0
	合成繊維ごみ焼却量		t	2,925	3,572	22.1
メタン(CH_4) 一酸化二窒素(N2O)	廃棄物焼却量		t	123,320	109,218	▲ 11.4
	下水処理量		m3	28,065,147	37,506,368	33.6
	し尿処理量		m3	63,252	0	▲ 100.0
	公用車走行距離		km	3,920,164	1,892,545	▲ 51.7
ハイドロフルオロカーボン(HFC-134a)	公用車使用台数		台	730	646	▲ 11.5
温室効果ガス排出量 総合計(CO_2換算)			t-CO_2	118,298	84,167	▲28.9% (2030目標 ▲50%)

ア　事務事業から排出される温室効果ガスの削減(二酸化炭素換算)

基準年度(H25)	R６実績値	対基準年度比	目標値(R12)
118,298 t- CO_2	84,167 t- CO_2	71.1%(▲28.9%)	59,149 t- CO_2 (▲ 50%)

イ　その他の環境配慮項目の取組

(ア)用紙類使用量の削減(コピー用紙等使用量：Ａ４判換算)

基準年度(R1)	R６実績値	対基準年度比	目標値(R6)
61,344,500 枚	60,824,550 枚	99.2% (▲0.8%)	57,050,385 枚 (▲7%)

※「用紙類使用量」は、本市の施設において１年間に購入した用紙類の総数

(イ)上水道使用量の削減(施設床面積１㎡当たりの上水道使用量)

基準年度(R1)	R６実績値	対基準年度比	目標値(R6)
0.80 ㎥/㎡	0.75 ㎥/㎡	93.7%(▲6.3%)	0.78 ㎥/㎡ (▲３%)

※本市の施設において、１年間に使用した上水道(施設床面積１㎡当たり)の使用量

(3)　環境に配慮した公共工事への取組

ア　公共工事における環境配慮への取組の実施

市が行う公共工事の執行に当たり、計画・設計・施工の各段階において、環境に配慮した取組を行い、環境保全を図り、環境に調和した施設の整備に努めました。(巻末資料 123Ｐ＜資料 10＞)

年　度	R6
環境に配慮した工事件数	271

イ　公共工事における雨水浸透施設の設置

公共施設整備の際は、敷地内に雨水を浸透させる施設の設置に努めています。(巻末資料 123Ｐ＜資料 11＞)

年　度	R6
設 置 数	0

4　高松市の環境方針

環境方針は、環境マネジメントシステムを運営していく上での、組織の基本的な姿勢を表明するものです。

高松市環境基本計画にて設定している望ましい環境像である「人と自然が調和し　未来へつなぐ　地球にやさしい田園都市　たかまつ」の実現に寄与するため、平成 28 年度の見直しに合わせて新しい環境方針を定めました。

高松市環境方針

1　基本理念

高松市は、北は多島美を世界に誇る瀬戸内海、南は緩やかな勾配をたどりながら讃岐山脈に連なり、田園豊かな讃岐平野には、丘陵と河川、さらに多くのため池が点在する、多様な自然に恵まれています。

多くの先人たちによって守り継がれてきたこの恵み豊かな自然環境を、より良好な状況で、将来の世代に引き継いでいくことは私たちの責務であり、そのためには、市民、事業者及び行政の三者がより一層連携・協働して取り組むことで、環境への負荷の少ないまちを目指すとともに、市民が美しく、快適な環境の中で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進していかなければなりません。

このことから、行政自らが率先して環境に配慮した行動を推進し、本市の望ましい環境像である「人と自然が調和し　未来へつなぐ　地球にやさしい田園都市　たかまつ」の実現を目指します。

2　基本方針

(1)　高松市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造のための各種施策を積極的に推進し、人と自然が調和した田園都市を目指します。
(2)　環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向け、省資源・省エネルギーや廃棄物の減量、再資源化に努めます。
(3)　環境マネジメントシステムを継続的に運用・改善するため、組織の運営体制を整備するとともに、役割と責任の所在の明確化を図ります。
(4)　環境関連法令、条例、協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
(5)　環境目的及び環境目標を設定し、定期的に見直し、継続的な改善を図ります。
(6)　全職員が環境方針を理解し、環境方針に沿った環境に配慮した行動が実施できるよう研修を行います。
(7)　環境方針および環境マネジメントシステムに基づく実践活動の結果を公表します。

平成２９年３月２４日

高松市長　大西秀人